

地域調査の推進にご理解とご協力をお願いします

令和5年度から地籍調査を再開します (未実施地域について順次)

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

地籍調査とは

- 一筆ごとの土地について、所有者などの立会をお願いし、所有者、地番、地目、筆界（土地の地番境界）を調査するとともに測量を行い、その結果を「地籍簿」および「地籍図」に取りまとめるものです。
- 調査後は、一定の手続きを経て、地籍簿および地籍図の写しは、管轄登記所に送付され、土地登記簿の記載事項が改められるとともに、今までの公図に代わり、不動産登記法第14条地図として登記所に備え付けられます。



地籍調査の目的

- 現在登記所に備え付けられている簿冊(登記簿)と地図(公図)は明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積などが正確でないことが知られています。地籍調査はこのような状況を改善し、土地の正確な位置、境界、地籍情報を明らかにすることにより、みなさんの貴重な土地財産を守るために実施し、早期に調査を行うことが求められています。

地域福祉に興味・関心のある方、ぜひ協力員として活動してみませんか？

民生委員・児童委員協力員を募集します

☎ 社会福祉課 ☎0823-43-1638

民生委員・児童委員の皆さんは、地域での一人暮らし高齢者などの見守り、介護や子育ての相談、行政や関係機関との連携など、地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、近年の少子・高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の重要性が増す一方で、負担の増加やなり手不足の問題が生じています。このような状況の中、江田島市では、民生委員・児童委員の負担の軽減や新たな地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員の活動をサポートする「協力員制度」を創設することで、民生委員・児童活動を維持・地域福祉の増進を図ります。

○協力員の役割

民生委員・児童委員が行っている見守り活動や地域福祉活動を補助するボランティアです。協力員は、補助する民生委員・児童委員と連携し、その指示・指導のもと、次の活動を行います。

- 民生委員・児童委員が行う高齢者・障害者などの見守り活動の支援(サポート)
- 補助する民生委員・児童委員への活動内容の報告・連絡調整
- その他地域福祉の推進に関する活動 など

○協力員の義務

協力員は誓約書を提出し、民生委員・児童委員と同様の義務(守秘義務など民生委員法に規定されている内容)を遵守していただきます。

※協力員制度の詳しいことは、社会福祉課までお問い合わせください。

○その他

報償金が支給されます。また、活動保険に加入します。

令和5年4月26日付けで次の方が民生委員・児童委員に委嘱されましたので、お知らせします。

- 【江田島地区】 担当区域 江田島町 鍵本 隆子さん (主任児童委員)
- 【大柿地区】 担当区域 大原 平岡 真一さん
柿浦 山本 修司さん

■試験区分・採用人数

試験区分	年齢要件 (生年月日)	資格要件	採用人数
一般事務	一般 H6.4.2～H18.4.1	・通算して3年以上の職務経験があること	4人程度
	社会人 S54.4.2～H6.4.1		3人程度
学芸職員(さとうみ科学館)	S59.4.2～H18.4.1	・自然科学分野の調査研究、教育に関する経験を有する者が望ましい。	1人
土木技師	一般 H6.4.2～H18.4.1	・通算して3年以上の土木に関する職務経験があること	2人
	社会人 S54.4.2～H6.4.1		
保育士	一般 H6.4.2以降	・保育士の資格を保有(見込)すること	2人
	社会人 S54.4.2～H6.4.1	・保育士の資格を保有すること ・通算して3年以上の保育に関する職務経験があること	
保健師	S54.4.2以降	・保健師の資格を保有(見込)すること	2人
消防吏員	H10.4.2～H18.4.1	・災害現場活動に従事できる人(男女同枠での採用) ・原則、江田島市に居住できる人	2人

※1 一般事務は、社会人枠を含めて7人採用予定です。※2 社会人枠の職務経験には注意事項があります。必ず受験案内でご確認ください。

■一次試験日時・会場

- 日時 9月17日(日)午前9時～
- 会場 市役所本庁(大柿町大原505)
- ※消防吏員は消防本部(江田島町鷺部2-17-5)
- ※一次試験合格者は10、11月に二次試験があります。

■受験案内配布場所

- 市役所本庁、市民センター(江田島・能美・沖美)、三高支所
- ※消防吏員は消防本部総務課・能美出張所にあります。
- ※申込書や受験案内は上記の場所のほか、市ホームページからもダウンロードできます。